

●香川県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により東かがわ都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和4年1月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画の変更に係る土地の区域

- 3・5・4 白鳥中央線
- 3・5・5 白鳥国道連絡線
- 3・4・2 停車場海岸線
- 3・4・3 停車場伊座線
- 3・5・6 津田白鳥引田線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課